

これから引っ越しをされる方へ
転出などの手続きをお忘れなく

▶他の市区町村または海外へ引っ越すとき

転出届	手続きの時期	引っ越しする14日前から ※転出先の住所を確認して手続きをしてください
	手続きできる方(届出人)	本人または同一世帯の方 ※同一世帯以外の方は、委任状が必要です
	必要なもの	・届出人の印鑑 ・届出人の本人確認書類(※) ・印鑑登録証(登録している方) ・国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療保険被保険者証(加入している方) ・福祉医療受給者証(お持ちの方) ・マイナンバーカードまたは通知カード ・住民基本台帳カード(お持ちの方)

▶窓口での本人確認(※)

転出などの手続きや住民票の写しなどの請求には、届出人の本人確認をしています。

本人確認のために、官公庁から発行された顔写真付きの証明書(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カードなど)の場合は1点ご提示ください。

官公庁発行の顔写真付きではない証明書や官公庁以外の機関が発行した証明書は2点必要です。

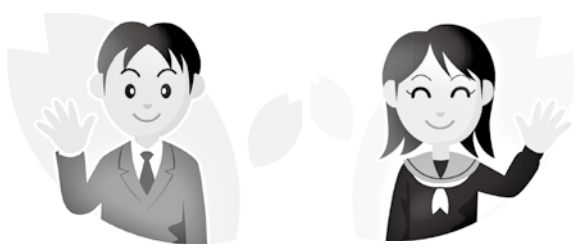
よくあるお問い合わせ

Q 同一世帯以外の方が住所変更の手続きを行うことはできますか？

A 同一世帯以外の方が手続きする場合は委任状が必要になります。

Q 「通知カード」、「マイナンバーカード」の住所変更も必要ですか？

A 住所変更の手続きの際に一緒にお持ちください。なお、マイナンバーカードの住所変更は市役所本庁のみの受け付けとなり、手続きには暗証番号が必要となります(転出の場合を除く)。



▶市内で住所が変わったとき

転居届	手続きの時期	転居してから14日以内
	手続きできる方(届出人)	本人または同一世帯の方 ※同一世帯以外の方は、委任状が必要です
	必要なもの	・届出人の印鑑 ・届出人の本人確認書類(※) ・国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療保険被保険者証(加入している方) ・福祉医療受給者証(お持ちの方) ・マイナンバーカードまたは通知カード ・住民基本台帳カード(お持ちの方) ・在留カード、特別永住者証明証(外国人の方)

▶引っ越しシーズンは窓口が混み合います

曜日や時間帯によっては混雑します。手続きに時間がかかる場合がありますので、時間に余裕をもってお越しください。

転入先での手続きや方法については、転入先の市区町村にお問い合わせください。

Q 住所変更の届出をしたいのですが、窓口は何時までですか？

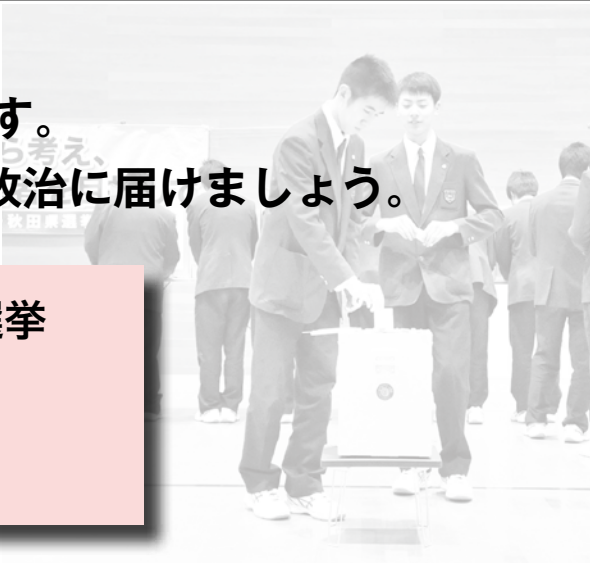
A 住所変更の届出は平日の8時30分～17時15分の間、市役所本庁・各支所(市民サービス窓口を除く)で受け付けています。
ただし、転入(他の市区町村または海外から市内に引っ越してきたとき)手続きは市役所本庁のみでの受け付けとなります。
また、市役所本庁・花輪支所では毎週水曜日(祝日、年末年始を除く)は19時まで窓口業務を延長しています。

問 市民課 戸籍年金班 ☎ 30-0221

平成29年は選挙の年

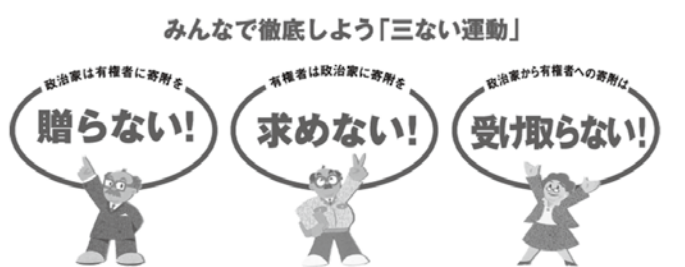
今年は3つの選挙が予定されています。
棄権することなく、皆さんの一票を政治に届けましょう。

3月12日	日	鹿角市議会議員一般選挙
4月9日	日	秋田県知事選挙
6月(期日未定)		鹿角市長選挙



明るい選挙を実現しましょう

政治家(候補者、候補者になろうとする者、現に公職にある者)が選挙区内にある者に寄附をすることは禁止されています。
寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。



市議選 立候補の届け出の事前審査

立候補の届け出は3月5日(日)のみですが、これをスムーズに行うため、次のとおり事前審査を実施します。立候補を予定している方は届出書類などを準備のうえ、出席くださるようお願いします。

- ◇日時 2月20日(日)
八幡平・十和田地区 9時30分～12時
尾去沢・花輪地区 13時30分～16時30分
- ◇場所 市役所第1～3会議室
- ◇持ち物 届出書類を一式(届出書に使用する印鑑も必ずお持ちください)

市議選 立候補の届け出(告示日)

- ◇日時 3月5日(日) 8時30分～17時
- ◇場所 市役所第1～4会議室
- ※立候補の届け出が完了した後でなければ選挙運動ができませんのでご注意ください。

問 選挙管理委員会事務局 ☎ 30-0285

選挙運動ができる期間について

選挙運動ができる期間は、「公職選挙法」により定められています。立候補の届け出が受理された時から投票日の前日までです。この期間中も、選挙カーなどでの連呼行為や街頭演説は、8時から20時までの間に行うこととされています。

届け出が受理される前の選挙運動は事前運動といわれ禁止されています。また、投票日当日の選挙運動が禁止されていることにも注意してください。

立候補の届け出前でもできること

- ・立候補の準備
(政党の公認を求める行為、立候補の瀬踏み行為など)
- ・選挙運動の準備
(選挙事務所の借入の内交渉、立札や看板、ポスターの作成など)

立候補の届け出前にはできないこと

- ・投票の依頼、また、投票の依頼と認められる行為

投票日当日でもできる選挙運動

- ・選挙ポスターを前日のまま貼っておくこと